

平成 29 年 3 月 22 日

トプコン 健康保険組合

### 平成 29 年度 保険料率決定のお知らせ

平成 29 年 2 月 17 日第 180 回組合会にて、平成 29 年度の保険料率が決定いたしました。  
下記の通りお知らせします。

平成 29 年度の健康保険料率・介護保険料率は変更ありません。

記

#### 1.健康保険

◆平成 29 年度は平成 28 年度と同じとなります。

数値単位：‰  
(パーミル=1/1000)

負担内訳	平成 29 年度(4 月給与控除分より)		
	合計	事業主	被保険者
合計保険料率	<b>74.000</b>	<b>40.000</b>	<b>34.000</b>
一般保険料率	<b>72.620</b>	<b>39.255</b>	<b>33.365</b>
基本保険料率(再掲)	(24.245)	(13.132)	(11.113)
特定保険料率(再掲)	(48.375)	(26.123)	(22.252)
調整保険料率	<b>1.380</b>	<b>0.745</b>	<b>0.635</b>

<参考>

一般保険料率…基本保険料率と特定保険料率をあわせた保険料率です。

基本保険料率…健康保険組合の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率です。

特定保険料率…前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金等に充てるための保険料率です。

調整保険料率…健康保険組合の集まりである健康保険組合連合会に拠出し、介護保険料と同様当組合の収入とはなりません。健康保険組合連合会はその中から、財政が窮迫している健保組合や被保険者・被扶養者の方々が一定額以上の高額な医療費を使った場合にその医療費を負担した健保組合に対して交付するものです。

#### 2.介護保険

◆平成 29 年度は平成 28 年度と同じとなります。

数値単位：‰  
(パーミル=1/1000)

負担内訳	平成 29 年度(4 月給与控除分より)		
	合計	事業主	被保険者
介護保険料率	<b>11.00</b>	<b>5.50</b>	<b>5.50</b>

以 上